

取 扱 基 準

名 称	新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金
補助区分	運営費補助■ 事業費補助□
補助金の概要	地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）の安定した運営を図り、地域と行政が協働してまちづくりに取り組む環境を整備することを目的とし、協議会の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	市民と地域が学び高め合う安心協働都市の実現 <目標が数値でない場合の評価方法> ・決算書等により、当該補助金が協議会の安定した運営に寄与しているか ・協議会によるコミュニティ活動が推進され、地域課題が解決されているか
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	・協議会の運営事及び活動費 ・その他市長の認める事業費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助額 [基本額] と [規模加算額] の合計額を限度とする。 [基本額] 1 協議会につき 50 万円 (ただし、2 小学校区で構成する協議会は 70 万円) [規模加算] 2 千世帯未満 20 万円 2 千世帯以上 4 千世帯未満 40 万円 4 千世帯以上 60 万円 補助率 対象経費の 10 / 10 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 協議会は、補助金以外の収入がほとんどなく財政基盤が弱いことから、安定した運営を図りながら、自立に向けた基盤づくりを行う必要があるため。
開始時期	令和3年 4月 1日
評価の時期	令和5年 9月30日
終 期	令和6年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 当該事業費の一部が新潟市の助成金に基づくものである旨を表示 [媒体] 予算書、決算書、会報など
担当部署	江南区役所 地域総務課 地域・防災グループ 電 話 025-382-4624 e-mail chiiki.k@city.niigata.lg.jp